

「美里町」へ移住・定住・交流しましょう！

郷土をふりかえる同窓会を 応援します！

▼現在の
美里中学校



ミムリン郷土をふりかえる同窓会開催補助事業

美里町では生活拠点を他都道府県、他市町村に築いた美里町出身者たちが故郷を思い出し、郷里との交流を再開するきっかけづくりを目的として、同窓会の費用の一部を助成します。

なお、この事業は平成31年度までの期間限定の事業です。ぜひ、この機会に同窓会を開催しましょう。

補助対象となる同窓会

補助金の対象となる同窓会は、原則として町内の中学校を卒業した方が行う学年単位又は学級単位（複数の学級で行うものを含む。）での同窓会で、次に該当する場合は、

* 20名以上の参加で開催され、かつ、町外居住者10名以上の参加を得る同窓会

補助金額

「同窓会当日の出席者」1名につき1,000円 **最大5万円** まで助成します。

* 同一の同窓会への補助金の交付は、同一年度内に1回限りとします。

* 助成期間は、平成31年度までとします。

補助金を受けるために

補助金を受け取るためには、同窓会開催時に町が進める定住・移住・交流などの施策について、参加いただいた方へ情報提供することが必要です。

補助対象経費

- ① 同窓会の開催の案内に係る経費（例：往復はがき購入費等）
- ② 会場代等の同窓会開催に要する経費

補助金申請の手続き

1. 補助金交付申請

同窓会世話人の代表者（幹事）が同窓会開催予定日の7日前までに、美里町長（総合政策課まち創生係）へ申請書（必要書類等を添えて）を提出してください。

- * 必要書類
- 補助金交付申請書（様式第1号）
 - 出席予定者名簿（居住市町村がわかる名簿）
 - 収支予算書

* ホームページに様式を掲載しています。



2. 補助金交付決定

申請内容を審査した後に、補助金交付決定書（様式第2号）を同窓会世話人の代表者（幹事）に送付します。



3. 実績報告書及び補助金の請求

同窓会世話人の代表者（幹事）は、同窓会開催後30日以内に、美里町長（総合政策課まち創生係）へ実績報告書（必要書類等を添えて）を提出してください。

なお、その際に補助金の請求書を提出していただきます。

- * 必要書類
- 実績報告書（様式第3号）
 - 出席者名簿（居住市町村がわかる名簿）
 - 収支決算書
 - 領収書及び請求明細書等の写し
 - 出席者がわかる集合写真
 - 補助金の請求書（補助金額が確定する予定で提出）

* ホームページに様式を掲載しています。



4. 補助金の確定・振込

実績内容を審査した後に、補助金額の確定通知書（様式第4号）を同窓会世話人の代表者（幹事）に送付します。

併せて、実績報告書提出時にいただいた補助金の請求書により、1ヶ月以内を目途に補助金を振り込みます。

（同窓会世話人の代表者（幹事）の口座になりますのでご注意ください。（幹事以外の方へ確認の連絡をする場合があります。））



本事業の実施内容は町のホームページ等で公表します。（集合写真を含みます。）

【お問合せ・お申込み先】

美里町役場 総合政策課 まち創生係

TEL 0495-76-1114（直通）

Eメール kikaku@town.saitama-misato.lg.jp

ホームページ <http://www.town.saitama-misato.lg.jp/>

※申請書等の様式はこちらからダウンロードしてください。